

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（電源喪失）
発生日時	平成30年11月8日 00時00分ごろ
発生場所	沖縄県久米島町久米島南西方沖 鳥島港南防波堤灯台から真方位216°13海里付近 （概位 北緯26°10.0′ 東経126°36.4′）
インシデントの概要	砂利採取運搬船富士岩丸は、航行中、電源を喪失して主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年2月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	砂利採取運搬船 富士岩丸、732トン 133267、御前崎海運株式会社、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力1,471kW、回転数毎分 600、8気筒、ボア280mm
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、二級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.4m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか乗組員数人（人数不詳）が乗り組み、久米島南西方沖を航行中、「発電機用原動機」（以下「発電補機」という。）が停止し、電源を喪失して主機が停止した。</p> <p>船長は、自力での航行不能と判断し、船舶運航会社にえい航の依頼を行った。</p> <p>本船は、船舶運航会社が手配したタグボートにえい航され、沖縄県糸満市糸満漁港にある造船会社の岸壁に着岸し、造船会社担当者によって発電補機の点検が行われ、冷却清水の入口弁が閉鎖した状態で運転され、各摺動部において焼付きを生じていたことが認められた。</p> <p>発電補機は、冷却清水の高温警報装置を備えており、冷却清水が、冷却海水と清水冷却器で熱交換をした後、発電補機の燃焼室等を冷却して清水冷却器に戻って循環する配管になっていた。</p> <p>機関担当の乗組員は、本インシデント当時、冷却水系統の仕組みを十分に理解していなかったため、冷却清水の入口弁を閉鎖した状態で運転していた。</p>
分析	本船は、航行中、発電補機が冷却清水の入口弁を閉鎖した状態で運

	<p>転されたことから、冷却不足によって発電補機の各摺動部に焼付きを生じて停止し、電源を喪失して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>機関担当の乗組員は、冷却水システムの仕組みを十分に理解しておらず、冷却清水の入口弁を閉鎖した状態で発電補機を運転したのと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、航行中、発電補機が冷却清水の入口弁を閉鎖した状態で運転されたため、冷却不足によって発電補機の各摺動部に焼付きを生じて停止し、電源を喪失して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電補機の運転は、冷却水システムの仕組みを十分に理解した上で行うとともに、弁の開閉を行った際は情報を共有すること。